

## 物品売買契約書案

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、物品を買い入れるものとする。

- (1) 物品の名称
- (2) 規格
- (3) 数量
- (4) 売買代金 金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

（注）（ ）書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

- (5) 納入場所
- (6) 納入期限 平成 年 月 日

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、金 円とする。

（契約保証金は、免除する。）

（注）（ ）書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

（納入及び検査）

第3条 乙は、第1条第5号の納入場所に物品を納入したときは、直ちにその旨を甲に通知するとともに、納品書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。
- 5 第2項（前2項において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は、乙の負担とする。

（中間検査等）

第4条 甲は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について乙に報告を求めることができる。

- 2 第3条第5項の規定は、中間検査に準用する。

（代金の支払）

第5条 甲は、物品の引渡しを受けた日の翌月25日（25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日）に売買代金を甲の理事長勤務の場所において支払うものとする。ただし、甲が指定する様式による請求書を指定する期限までに提出した場合に限る。

（部分払）

第6条 乙は、第3条第4項の規定により物品を分納したときは、当該分納に係る物品の売買代金に相当する額の部分払を請求することができる。

- 2 前項の部分払については、第5条の規定を準用する。

（危険負担）

第7条 第3条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

（瑕疵担保）

第8条 甲は、第3条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の引渡しを受けた後 以内に、当該物品について隠れた瑕疵を発見し

た場合には、乙の負担において、これを乙に修補させ、又は代品と取り替えさせることができる。

(注) 瑕疵担保の期間を記入すること。

(履行遅滞)

第9条 乙は、第1条第6号の納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を付して甲に納入期限の延期を申し出なければならない。

- 2 前項の申出があった場合において、甲が納入期限の延期を承認したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数(第3条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となる時にあっては、当該合格しない物品の検査に甲が要した日数を除く。)に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金につき年5.0パーセントの割合で計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

(注) 下線を付した部分は、物品が可分のものである場合に記載する。

- 3 前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これと相殺するものとする。
- 4 甲は、その責めに帰すべき理由により第5条の代金の支払いが遅れた場合は、乙は、第5条に定める支払日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年5.0パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の請求をすることができる。
- 5 甲が、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合は、検査期間満了の日に検査を終えたものとみなし、また、第5条の甲が指定する様式による請求書を指定する期限までに乙が提出したものとみなすことで第5条に定める支払日を過ぎている場合は、その超える日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

(権利又は義務の譲渡等)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙若しくはその代理人の責めに帰すべき理由により、乙若しくはその代理人がこの契約の条項に違反した場合又は乙若しくはその代理人がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合
- (2) 乙又はその代理人からこの契約の解除の申出があった場合
- (3) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、売買代金の100分の10に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなければならない。

3 第1項第1号又は第2号の規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は甲に帰属し、甲は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が売買代金の100分の10に相当する額に不足するときは、乙は、当該不足額を甲の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が売買代金の100分の10に相当する額を超過するときは、甲は、当該超過額を返還しなければならない。

第12条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合（独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象とな

った取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号）第30条第1項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(7) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（不正行為に伴う賠償金）

第13条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相 殺）

第14条 甲は、乙に対する支払金の債務（契約保証金の返還債務を含む。）があるときは、第11条第2項並びに前条第1項及び第2項の賠償金と相殺することができる。

（契約保証金の返還）

第15条 甲は、乙がこの契約を履行したとき又は甲が第11条第1項第3号若しくは第12条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（費用の負担）

第16条 この契約の締結及び物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）


第17条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 札幌市北区北19条西11丁目  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
理事長 丹保 憲仁   
（担当部局：環境・地質研究本部）  
乙 住 所  
氏 名 